

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に係るQ & A

※厚生労働省発「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に関し、事業所からの問い合わせに回答した内容を掲載します。

※本Q Aの内容は、掲載時点の考えを示すものであり、厚生労働省の通知等により内容を変更する場合があります。

令和2年6月19日時点

No	サービス種類	項目	質問	回答
1	居宅介護支援	第11報問5について	第11報の問5による報酬算定は、何月サービス分から可能か。	本通知が発出となった以降の請求（令和2年5月サービス提供分）から算定が可能である。
2	居宅介護支援	第11報問5について	第11報の問5の算定をする場合、サービス利用票（第6表）の利用者への交付は要するか。	必要である。本件については、 ・利用者等に対して、利用票の作成と交付をされていたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、サービス事業所が休業となった場合 ・利用票・提供票の作成と交付はされていたものの、利用者が自主的に利用を自粛した場合 など、必要なケアマネジメント業務を行いつつも、急遽サービス利用がなくなった場合において請求が可能である。 あらかじめ利用者の意向を確認し、利用票の作成・交付がされていない場合においては、「サービス利用」を「予定」してたとは言い難く、また「請求にあたって必要な書類の整備」が行われていないことから請求は出来ない。
3	介護予防支援	第11報問5について	第11報の問5については、介護予防支援も対象となるか。	対象として差し支えない。
4	居宅介護支援・ 介護予防支援	第11報問5について	第11報の問5については、初回加算等の各種加算も算定可能か。	算定は不可である。ただし初回加算については、実際に利用があった月に算定が可能である。
5	通所系・短期入所系	第12報（全般）	第12報に基づく報酬算定は、いつから可能か。	本通知が発出となった以降の6月サービス提供分から算定が可能である。遡及しての算定は想定できない。
6	通所系・短期入所系	第12報（全般）	第12報に基づく報酬算定は、利用者との書面による同意は必要か。	現行の重要事項説明書と相違する部分や臨時的な報酬の取扱いとなること等について、書面を交付して十分な説明を行い、利用者の同意を得ることが必要である。